

議会運営委員会

令和 7 年 1 2 月 9 日（火）

午前 1 1 時 5 2 分 開 会

○南委員長　それでは、本会議でお疲れのところを、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、所用の際、オブザーバーでも、一応、仲委員さんがオブザーバーでありますけれども、欠席でございます。

それでは、本日、追加議案についてであります。まず、最初に、市長より御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長　委員の皆様におかれましては、大変お疲れのところ、本会議に引き続き、追加議案のため議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程させていただきます追加議案につきましては、議案第 7 8 号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第 8 3 号「令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」で、内訳といたしましては、条例の一部改正議案が 1 件、補正予算議案が 5 件の計 6 議案であります。これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長　ありがとうございました。

それでは、総務課長、追加議案の説明、お願いいたします。

○森本総務課長　総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 7 年第 4 回尾鷲市議会定例会への追加議案について御説明いたします。

議案書の 1 ページのほうを御覧ください。

議案第 7 8 号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、1 1 月 1 1 日に人事院勧告のとおり、国家公務員の給与等について改定を行うことが閣議決定されたことに伴いまして、本市の職員についてもこれに準じた内容の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、給料表の引上げ及び期末勤勉手当の支給月数の改定、通勤手当の見直し等であります。

次に、22ページの議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」につきまして説明いたします。

令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）及び予算説明書の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億201万5,000円とするものであります。

10ページ、11ページのほうを御覧ください。

歳入であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3,700万円の増額は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金3,300万円及び同手当に係る支給事務費補助金400万円のそれぞれ追加であります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金2億3,000万円の増額は、ふるさと応援基金追加見込みによるものであります。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,363万5,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

12ページ、13ページを御覧ください。

歳出であります。

1款議会費から9款教育費までの人件費の増額につきましては、主に人事院勧告に基づく給与改定に伴うものであります。

17ページのほうを御覧ください。

17ページ中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金185万3,000円及び後期高齢者医療事業特別会計繰出金11万3,000円の増額につきましても、人事院勧告に伴う人件費の増額分を繰り出すものであります。

次に、32ページのほうを御覧ください。

人件費の増額につきましては、2、一般職の総括表のとおり、給料2,291万4,000円、職員手当1,500万8,000円、共済費313万4,000円の合計4,105万6,000円となっております。

なお、今回の勧告の主な内容は、月例給が平均3.3%の引上げ、また、期末勤勉手当は、年間4.6月を4.65月分に0.05月分引き上げるものとなっております。

ます。

12ページ、13ページにお戻りください。

中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億3,395万9,000円の増額のうち、ふるさと納税事業1億2,304万9,000円の増額は、ふるさと応援基金の増額見込みに伴い必要となる経費を増額するもので、主なものとして、役務費のふるさと納税指定納付事務等手数料2,732万6,000円及び委託料のふるさと納税関連業務委託料9,207万6,000円のそれぞれの増額であります。

次に、3目財産管理費1億3,800万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額見込額のうち、経費への充当分を除く1億3,800万円をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

最下段にあります3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費3,700万円の増額は、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、児童1人当たり2万円を給付するもので、主なものは、19ページの物価高対応子育て応援手当3,300万円及び物価高対応子育て応援手当システム改修業務委託料282万7,000円のほか、事務費のそれぞれの追加であります。

続きまして、議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」につきまして説明いたします。

35ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算につきましては……。

○南委員長 間もなく正午のため、中断いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○森本総務課長 35ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,724万4,000円とするものであります。

次に、42ページ、43ページを御覧ください。

歳入につきましては、4款繰入金、1項会計繰入金、1目一般会計繰入金185万3,000円の増額で、職員給与等繰入金であります。

44ページ、45ページを御覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費185万3,000円の増額で、人事院勧告に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」について説明いたします。

47ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,737万1,000円とするものであります。

54ページ、55ページを御覧ください。

歳入につきましては、2款1項1目繰入金11万3,000円の増額で、事務費繰入金であります。

56ページ、57ページを御覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、1目総務管理費、1目一般管理費11万3,000円の増額で、人事院勧告に伴う人件費の増額であります。

次に、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」説明いたします。

令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）及び予算説明書の1ページのほうを御覧ください。

収益的支出のうち、医業費用5,451万の増額は、人事院勧告に伴う給与費の増額であります。

次に、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」説明いたします。

令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）及び予算説明書の1ページのほうを御覧ください。

収益的収入及び支出で、人事院勧告に伴い、営業費用を276万4,000円増額するものであります。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特にないようですので、それでは、取扱いについて事務局長のほうよりお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、追加議案の取扱いについて説明させていただきます。

議題の追加議案につきましては、明日10日水曜日の本会議冒頭に議案上程していただき、提案説明、質疑の後、所管の行政常任委員会へ付託していただく予定とさせていただきます。

なお、この追加議案に対する議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、本日午後5時とさせていただきます。

また、ただいま議案付託表案のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの取扱いについて御質問がある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようでございますので、次に、発議について議長に御発言をお願いいたします。

○小川議長 皆様御承知のとおり、尾鷲総合病院は救急医療をはじめとした不採算医療を担い、市民の生命と健康を守る中心的役割を果たしておりますが、本市の急速な人口減少、高齢化により、病院経営は、自治体の財政支援なしには維持が困難な状況でございます。

従前より、市民の皆様からも議会に対しまして、総合病院に関する不安の声が多く届いており、副議長をはじめ、多くの議員の皆様からも、現在、尾鷲総合病院の維持について議会として何らかのアクションが必要であるのではないかと、そういったお話も伺っております。

そこで、今回、関係機関に対しまして意見書を提出する形で、国に本市議会の声を届けたいと考えております。

なお、今回の発議の提出者は、西川守哉議員にお願いをし、賛成者には御賛同いただける全議員さんを予定したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、発議の取扱いについて事務局長よりお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、発議について御説明申し上げます。

発議第7号「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について（案）」。

この意見書の要旨につきましては、救急、小児、周産期医療、感染症や災害対応といった不採算医療を担い、地域の医療体制を支える重要な役割を果たしている尾鷲総合病院をはじめとする自治体病院の厳しい経営状況を鑑み、今後、自治体の支援なくして運営を維持することは困難な状況であることから、本意見書では、地域医療を守る自治体病院の経営改善は、国の責任において取り組むべき重要課題と捉え、診療報酬の物価・賃金上昇への対応、入院基本料の大幅な引上げ、救急医療への特別交付金の創設などによる財政的支援、そして、物価高騰などの経費増額に対応した緊急的な財政支援の実施を国に強く求めるものでございます。

なお、この発議の取扱いにつきましては、本定例会最終日である17日水曜日に上程し、提案説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略の上、採決を行っていただくという取扱いを予定させていただいております。

また、先ほど議長から御発言いただきましたが、今回の発議の提出者につきましては西川守哉議員、賛成者につきましては、議長、西川守哉議員を除く本発議に御賛同いただける全議員さんを予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

発議の説明は以上でございます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、そのように取扱いさせていただきます。

では、これで議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（午後　0時08分　閉会）